

発達障害児・者の支援に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第113号

受理年月日 平成22年9月 9日

付託年月日 平成22年9月27日

陳情者

.

陳情原文 平成17年4月、発達障害者支援法が施行されました。発達障害が支援の対象になったものの基盤整備は始まったばかりで、身体・知的・精神障害などと比較して取り組みが大きく遅れています。特に知的な遅れを伴わない発達障害児・者は療育手帳制度の対象となっておりません。その為、他の障害児・者に比べ、障害福祉サービスが限られています。私達、発達障害児を持つ親の会「江戸川区子育てを考える会」では、その発達段階において子ども達の抱える問題が尽きることはなく、精神的、肉体的、経済的負担が重くのしかかっています。発達障害は、幼少時からの早期療育によって、運動、言語、社会性の成長を促す可能性が高いことが実証されており、将来、彼らが一般社会で生きていく為に、療育・支援は絶対不可欠だと考えられます。

つきましては、福祉に対して深い理解をお持ちの貴議会の皆様に、江戸川区における障害を持つ子ども達に、温かいご支援を賜りたく、下記のとおり陳情致します。

記

- 1 発達障害児・者が一箇所で一貫したすべての支援を受けられる、発達障害療育・支援センターの設置をお願い致します。

(理由) 発達障害への支援は、ライフステージにより、また、一人ひとりの発達状況によって必要とされるものが異なります。各々、問題の出方が違い、年齢や学年が上がるにつれて問題自体が変化していくからです。

現在、乳幼児定期健診での早期発見・支援体制は不十分で、経過観察とその後の医療機関・療育機関の情報提供に留まります。その上、区内に療育機関が充実していないがゆえに、数少ない遠方の療育機関の入所を長期にわたり待機しているのが現状です。後に漸く入所しても、幼児期に起きる問題、就学の問題、学童期の困難、思春期の対人関係、就労支援などその時々相談する場が十分ではなく、私達は長期的な相談を求めたり支援を受けたりすることができません。また、子どもそれぞれの発達状況によっても問題が多種多様になり、専門知識と豊富な経験をもつ専門家による支援が必要となります。

(裏面に続く)

年齢や発達状況に応じた療育ができ、ステージごとの問題に対処できる一貫したサポート体制を強く求めます。

- 2 現在、区内外の療育機関に通う、江戸川区の発達障害児の療育費用についての助成制度の早急な導入をお願い致します。

(理由) 現在、必要不可欠な療育を継続的に行うには多額の費用がかかり、大きな経済的負担となります。民間療育機関での一度の療育費は一万円前後であり、継続しなければ効果は期待できず、年間数十万円の負担が長期に課せられます。また区外の遠方の療育機関を利用することがほとんどなので、交通費の負担も高額になり、経済的事情から療育を受けられない家庭も少なくありません。療育費用の補助を切に願います。